

○ 医療法施行規則第三十九条の二十二の規定による同令第三十三条の二の十二の読み替え

(傍線部分は読み替え部分)

			①改正後の第三十九条の二十二の規定による読み替後の第三十三条の二の十二
			②改正後の第三十九条の二十二の規定による読み替前の第三十三条の二の十二
			③改正前の第三十九条の二十二の規定による読み替後の第三十三条の二の十二
			④改正前の第三十九条の二十二の規定による読み替前の第三十三条の二の十二
2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき地域医療連携推進法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録する方式に従つて行うものとす	2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき地域医療連携推進法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方法を講ずる方法	（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一・二 （略）	（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二 法第五十二条第一項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一 電磁的方法を利用して自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法 二 書面の提出
（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二 法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方法を講ずる方法	（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二 法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方法を講ずる方法	（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二 法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方法を講ずる方法	（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二 法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方法を講ずる方法

し、かつ、閲覧することができる
。 方式に従つて行うものとする

る。

3 第一項第一号の措置が講じら
れたときは、前項の規定により

厚生労働大臣が管理する電気通
信設備の記録媒体への記録がさ
れた時に法第七十条の十四にお
いて読み替えて準用する法第五
十二条第一項の規定による届出
を受けるべき都道府県知事に到
達したものとみなす。

3 第一項第一号の措置が講じら
れたときは、前項の規定により

厚生労働大臣が管理する電気通
信設備の記録媒体への記録がさ
れた時に法第五十二条第一項の
規定による届出を受けるべき都
道府県知事に到達したものとみ
なす。

4 第一項第二号に規定する方法
による届出を行う場合には、法
第七十条の十四において読み替
えて準用する法第五十二条第一
項各号に掲げる書類（第三十三
条第一項第一号に規定する書類
については、法第四十二条の二
第一項第五号の要件に該当する
旨を説明する書類、第三十条の
三十五条の三第一項第一号ニに規
定する支給の基準を定めた書類
及び同条第二項に規定する保有
する資産の明細表に限る。）に
は、副本を添付しなければなら
ない。

4 第一項第二号に規定する方法
による届出を行う場合には、法
第五十二条第一項各号に掲げる
書類（第三十三条第一項第一号
に規定する書類については、法
第四十二条の二第一項第五号の
要件に該当する旨を説明する書
類、第三十条の三十五条の三第一
項第一号ニに規定する支給の基
準を定めた書類及び同条第二項
に規定する保有する資産の明細
表に限る。）には、副本を添付
しなければならない。

5 法第七十条の十四において準
用する法第五十二条第二項の閲
覧は、同条第一項の届出に係る
書類（第三十三条第一項第一号に規
定する書類については、法第四

2 法第七十条の十四において準
用する法第五十二条第二項の閲
覧は、同条第一項の届出に係る書類
（第三十三条第一項第一号に規
定する書類については、法第四

5 法第七十条の十四において準
用する法第五十二条第二項の閲
覧は、同条第一項の届出に係る書類
（第三十三条第一項第一号に規
定する書類については、法第四

2 法第七十条の十四において読み
替えて準用する法第五十二条第
一項の規定に基づく届出を行
う場合には、同項各号に掲げる
書類（第三十三条第一項第一号
に規定する書類については、法
第四十二条の二第一項第五号の
要件に該当する旨を説明する書
類、第三十条の三十五条の三第一
項第一号ニに規定する支給の基
準を定めた書類及び同条第二項
に規定する保有する資産の明細
表に限る。）には、副本を添付
しなければならない。

2 法第五十二条第二項の規定に
基づく届出を行う場合には、同
項各号に掲げる書類（第三十三
条第一項第一号に規定する書類
については、法第四十二条の二
第一項第五号の要件に該当する
旨を説明する書類、第三十条の
三十五条の三第一項第一号ニに規
定する支給の基準を定めた書類
及び同条第二項に規定する保有
する資産の明細表に限る。）に
は、副本を添付しなければなら
ない。

2 法第五十二条第二項の規定に
基づく届出を行う場合には、同
項各号に掲げる書類（第三十三
条第一項第一号に規定する書類
については、法第四十二条の二
第一項第五号の要件に該当する
旨を説明する書類、第三十条の
三十五条の三第一項第一号ニに規
定する支給の基準を定めた書類
及び同条第二項に規定する保有
する資産の明細表に限る。）に
は、副本を添付しなければなら
ない。

に規定する書類については、法
第四十二条の二第一項第五号の
要件に該当する旨を説明する書
類、第三十条の三十五の三第一
項第一号ニに規定する支給の基
準を定めた書類及び同条第二項
に規定する保有する資産の明細
表に限る。）であつて過去三年
間に届け出られた書類について
、インターネットの利用その他適切
な方法により行うものとする。

十二条の二第一項第五号の要件
に該当する旨を説明する書類、
第三十条の三十五の三第一項第
一号ニに規定する支給の基準を
定めた書類及び同条第二項に規
定する保有する資産の明細表に
限る。）であつて過去三年間に
届け出られた書類について、イ
ンターネットの利用その他適切
な方法により行うものとする。

に規定する書類については、法
第四十二条の二第一項第五号の
要件に該当する旨を説明する書
類、第三十条の三十五の三第一
項第一号ニに規定する支給の基
準を定めた書類及び同条第二項
に規定する保有する資産の明細
表に限る。）であつて過去三年
間に届け出られた書類について
、インターネットの利用その他適切
な方法により行うものとする。

十二条の二第一項第五号の要件
に該当する旨を説明する書類、
第三十条の三十五の三第一項第
一号ニに規定する支給の基準を
定めた書類及び同条第二項に規
定する保有する資産の明細表に
限る。）であつて過去三年間に
届け出られた書類について行
うものとする。